

## 【各種早見表（所得）】

### 【⑥給与所得】

給与の収入額	所得金額
1,619,000円未満	収入－550,000円
1,619,000円以上1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上1,800,000円未満	収入 ÷ 4 = A(千円未満切捨て) A × 2.4 + 100,000円
1,800,000円以上3,600,000円未満	収入 ÷ 4 = A(千円未満切捨て) A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円以上6,600,000円未満	収入 ÷ 4 = A(千円未満切捨て) A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円以上8,500,000円未満	収入 × 90% - 1,100,000円
8,500,000円以上	収入 - 1,950,000円

### 【⑦公的年金等に係る雑所得】

《65歳未満(昭和34年1月2日以降生)である場合》

公的年金等 収入金額(A)	公的年金等所得額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	10,000,000円以下	10,000,000円超 20,000,000円以下	20,000,000円超
1,300,000円以下	(A)-600,000円	(A)-500,000円	(A)-400,000円
1,300,000円超4,100,000円以下	(A) × 75% -275,000円	(A) × 75% -175,000円	(A) × 75% -75,000円
4,100,000円超7,700,000円以下	(A) × 85% -685,000円	(A) × 85% -585,000円	(A) × 85% -485,000円
7,700,000円超10,000,000円以下	(A) × 95% -1,455,000円	(A) × 95% -1,355,000円	(A) × 95% -1,255,000円
10,000,000円超	(A)-1,955,000円	(A)-1,855,000円	(A)-1,755,000円

《65歳以上(昭和34年1月1日以前生)である場合》

公的年金等 収入金額(A)	公的年金等所得額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	10,000,000円以下	10,000,000円超 20,000,000円以下	20,000,000円超
3,300,000円以下	(A)-1,100,000円	(A)-1,000,000円	(A)-900,000万円
3,300,000円超4,100,000円以下	(A) × 75% -275,000円	(A) × 75% -175,000円	(A) × 75% -75,000円
4,100,000円超7,700,000円以下	(A) × 85% -685,000円	(A) × 85% -585,000円	(A) × 85% -485,000円
7,700,000円超10,000,000円以下	(A) × 95% -1,455,000円	(A) × 95% -1,355,000円	(A) × 95% -1,255,000円
10,000,000円超	(A)-1,955,000円	(A)-1,855,000円	(A)-1,755,000円

## 【各種早見表（控除）】

### 【⑮生命保険料控除】

	払込保険料	控除額
新制度	～12,000円	払込保険料全額
	12,001円～32,000円	払込保険料×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	払込保険料×1/4+14,000円
	56,001円～	一律28,000円
旧制度	～15,000円	払込保険料全額
	15,001円～40,000円	払込保険料×1/2+7,500円
	40,001円～70,000円	払込保険料×1/4+17,500円
	70,001円～	一律35,000円

### 【⑯地震保険料控除】

	払込保険料	控除額
地震保険料のみ	～50,000円	払込保険料×1/2
	50,001円～	一律25,000円
旧長期損害保険料のみ	～5,000円	払込保険料全額
	5,001円～15,000円	払込保険料×1/2+2,500円
	15,001円～	一律10,000円
両方ある場合		それぞれの合計

### 【⑰寡婦控除⑱ひとり親控除】

### 【⑲勤労学生控除⑳障害者控除】

控除区分	控除額
寡婦	26万円
ひとり親	30万円
勤労学生	26万円
障害者	26万円
特別障害者	30万円
同居特別障害者	53万円

### 【㉑配偶者控除㉓扶養控除】

控除区分	控除額
普通配偶者	33万円
老人配偶者	38万円
特定扶養	45万円
老人扶養	38万円
同居老親等	45万円
その他扶養	33万円

### 【㉒配偶者特別控除】

配偶者の所得合計	控除額
480,000円超～1,000,000円以下	33万円
1,000,000円超～1,050,000円以下	31万円
1,050,000円超～1,100,000円以下	26万円
1,100,000円超～1,150,000円以下	21万円
1,150,000円超～1,200,000円以下	16万円
1,200,000円超～1,250,000円以下	11万円
1,250,000円超～1,300,000円以下	6万円
1,300,000円超～1,330,000円以下	3万円
1,330,000円超～	0円